

教育基本法の改正を考える（１）

開倫塾

塾長 林 明夫

1. おはようございます。

開倫塾の塾長の林明夫です。今朝も開倫塾の時間を聞いて頂いて有り難うございます。

2. 今日は教育基本法の話をしさせて頂きます。今から 50 年前、昭和 22 年、1947 年にできた教育基本法をどうするか、このままでいいのか、それとも少し変更したほうがいいのかということで、いろいろな議論がされています。文部省では審議会をひらきまして、中央教育審議会のとりまとめがでそうな雰囲気があります。皆さんも新聞などでそのような議論を聞いたことがあるかと思います。

3. 私は栃木県、群馬県の経済同友会に参加させて頂いております。東京の経済同友会にも参加させて頂いておりますが、そちらには憲法問題調査会があり、その委員としても参加させて頂いております。今年は憲法問題調査会の主な議論として、教育基本法としてこのままでいいのか、それとも少し改めた方が良いいのか、全面的に改訂したほうが良いいのかというような議論をしています。キッコーマンの社長の茂木さんが代表となって中央教育審議会の教育基本法改正に関する部会で副委員長もなさっています。茂木さんを中心に経済同友会でも「教育基本法を考える会」をつくり、熱心に議論させて頂いております。今日はその話をさせて頂きます。

4. 教育基本法自体は有名な法律で、11 条しかありません。教育基本法の前文には「われらは先に日本国憲法を確定して、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は根本において教育の力に増すべきものである」というすばらしいものがあります。その後の第一条には「教育は人格の完成を目指し平和的な国家、および社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた、心身共に健康な国民の育成を期しておこなわなければならない」というすばらしい「教育の目的」があります。続いて第二条で「教育の目的はあらゆる機会にあらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには学問の自由を尊重し、実際生活にそくし、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって文化の創造と発展に貢献するように勤めなくてはならない」と「教育の方針」を示しています。第三条は「すべての国民は等しくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位、または門地によって教育上差別されない」ということです。あとは「奨学制度」とか、「義務教育」、「男女共学」「学校教育の基本」「社会教育」「政治教育」などについての規範があります。この短い 11 条の教育基本法をどうするかということです。

5. この「教育基本法」は当時の憲法をつくったときにたらなかったことを、教育に関する時代の認識として、日本の国としてたらないこととして、ここに基本法としてきちんと書いて国家の教育の基本にしようと書かれたことだと思います。その当時に必要なことが書かれていて、まさか 50 年も基本的なものとして使われると前提として書かれたものではなかったと思います。今から 50 年前に日本がもっとも必要としていたものを方針として書き、「政治的宣言」「基本法」(マニフェスト)として日本の教育を展開しようということだったと思います。現在教育基本法が問題となっているのは、この 11 条の条文自体をこれから後 50 年も使うのかということです。現在の教育基本法はこれから後 50 年の使用に耐えることができるかといえ、もしかしたら、耐えられないのではないか、もっとも現代の日本の教育にとって必要なことがあるのではないかという問題です。私の意見は、すでに 50 年経ったのですから全部見直して新しい 50 年に向かって、50 年使うに値する、50 年の使用に耐えうる教育についての基本的な考えを示した方がいいということです。

6. ではどんなことが耐えられないのか。規範意識の育成についてももっともっと書いてもいいのかもしれませんが。家庭教育が非常に大事だともいわれています。家庭教育とはどうあるべきかを書いた方がいいのかもしれませんが。今、50 %くらいの方が高校卒業後、大学、短期大学に進学されています。専門学校を含めると七割位の方が、高校卒業後、高等教育機関に進学しています。その「高等教育機関」について、いままではほとんどふれていませんでした。そのことについてもふれたほうがよいように思います。「ダイバーシティ」[diversity]「多様性」が今非常に問題になっています。いろいろな人がいて、生活、考え方にも多様性があります。これからは少子高齢化に向かいます。この国を維持するためには外国の協力が必要です。外国人の方には日本にすみたい人が山ほどいます。子供が少なくなったことで、外国の人々を迎え入れて、一所に仕事をしたり、生活したりすることも大事です。外国の方と接するについて教育の基本的な考え方として「ダイバーシティ」という考え方をいれることが必要かもしれません。足りないことは山ほどあります。是非、これからの 50 年間の使用に耐えられるような新しい教育基本法を全面的に改訂したほうがよいというのが私の考えです。皆さんも教育基本法に興味関心をもっていただき、文部省の生涯学習政策局に学習政策課が教育基本法の改正作業を維持することも含めて意見を募集していますので、ぜひ、そちらに意見をお寄せいただければ有り難いと思います。

7. 今日は教育基本法についてお話しをさせて頂きました。毎回申し上げて恐縮ですが、くれぐれも車を運転中の方は車間距離を十分離して運転してください。お願い致します。